# ■目的・一般原則等

■目的・一形	厚生労働省令	条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の 質問と要望事項
最低基準の目的	利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、 かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健 やかに育成されることを保障するものとする。	2条	参酌	【ガイドライン】 1.指針 児童福祉法に基づく子育て支援事業を促進するため、児童の健全な育成に資する、放課後児童健全育成事業を実施する。 2.目的 小学校等に就学し、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等の理由により、昼間家庭にいない場合、保護切なでで、でも指導をおこなうことで、心身の健全な育成を図ることを目的する。 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第1 目的 この要綱は、西東京市学童クラブに関する規則(平成22年西東京市規則第19号)第2条の規定に基づき、小学校に就学し、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等の理由により、適切な監護を受けられない児童を、一定時間組織的に指導することにより、児童の放課後の危険防止及び健全育成を図るための事業(以下「学童クラブ」という。)を行い、もって児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的とする。	国基準の通り	【西東京市学童クラブ事業運営実施要網】第1目的 にある、「児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的とする」は削るべきではない。また、正しい生活習慣とは、【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】2.目的 にある、「保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的とする。」としてより具体的に明記すべきと考える。
最低基準の向上	〇市町村長は、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 〇市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	〇3条1 〇3条2	参酌		国基準の通り	
最低基準と放課 後児童健全育成 事業者	○事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	〇4条1 〇4条2	参酌		国基準の通り	
放課後児童健全 育成事業の一般 原則	支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が 労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等と の連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能と なるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基 本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育 成を図ることを目的として行われなければならない。	5条1	参酌	【ガイドライン】 3. 対象児童 市内に在住し、小学校等に在学中のおおむね10歳未満 [(4年生)(障害児は6年生)]の児童。 【西東京市学童クラブに関する規則】 第2条 学童クラブの対象者は、市内に居住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満(心身に障害がある児童で、市長が必要と認めるものにあっては、13歳未満)の児童であって、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、適切な監護を受けられないものとする。 (1) 就労を常態としていること。 (2) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神苦しくは身体に障害を有していること。 (3) 求職活動中又は就労に伴う準備として技能習得に当たっていること。 (4) 原則として出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内にあること。 (5) 育児休業を取得している場合で、出産後1年以内にあること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害により被害を受け、その復旧に当たっていること。 (7) その他市長が特に認める状態にあること。 (7) その他市長が特に認める状態にあること。 (1) を変更全学童クラブは、市内に居住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(以下「児童」という。)を対象とする。ただし、次に掲げる児童を除く。 (1) 感染症又は悪性の疾患を有する児童 (2) 心身が虚弱で指導に耐えられないと認められる児童	記載なし	【西東京市学童クラブ事業運営実施要網】第2対象児童 では、「市内に在住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象と1多りまりまりまり、「西東京市学室・日本部では、「おおむね13歳未満の児童」とあり、 厚生労働省令には「小学校に就学しているが、市として対象児童をどのように考えるのか、お聞かせください。
	事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人 の人格を尊重して、その運営を行わなければならない	5条2	参酌		国基準の通り	
	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	5条3	参酌		国基準の通り	
	事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その 結果を公表するよう努めなければならない。	5条4	参酌		国基準の通り	
	事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛 生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けら れなければならない。	5条5	参酌		国基準の通り	
非常災害対策	○事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ○避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。		参酌	【ガイドライン】 5. 施設規模等 4. 一个 10 元 10	国基準の通り	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】5施設規模等④にある、「緊急通報装置、機械警報装置等を設置する」は削るべきではない。また、現行取り組んで頂いている非常用食料や飲料水の備蓄について記載を求めます。

### ■目的・一般原則等

		厚生労働省令	条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の 質問と要望事項
	一般的	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	7条	参酌		国基準の通り	
職員	職知びの員識技向等	常に自己研鑚に励み、児童の健全な育成を図るために必要な 知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならな い。	8条1	参酌		国基準の通り	
		事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。	8条2		【ガイドライン】 10. 研修等 ①嘱託・臨時職員の資質向上に向け、計画的に研修を実施。	国基準の通り	最低でも現行通りの「計画的な研修の実施」の継続を求めます。
利用者: 取り扱	を平等に めう原則	事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	11条	参酌		国基準の通り	
虐待等	「の禁止	職員は、利用者に対し、虐待その他当該利用者の心身に有害 な影響を与える行為をしてはならない。	12条	参酌		国基準の通り	
		事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を 講じなければならない。	13条1	参酌		国基準の通り	
衛生領	管理等	事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。	13条2	参酌		国基準の通り	
		事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるととも に、それらの管理を適正に行わなければならない。	13条3	参酌		国基準の通り	
秘密(	保持等	〇職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 〇事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	〇16条1 〇16条2	参酌	【ガイドライン】 7. 運営・職員体制 ⑤個人情報保護に関する留意事項について、遵守して指 導にあたる。	国基準の通り	
帳	漢	事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明ら かにする帳簿を整備しておかなければならない。	15条		【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第7 帳簿 学童クラブの実施場所には、次の帳簿を備えるものとする。 (1) 育成日誌 (2) 児童出席簿 2 市には、次の帳簿を備えるものとする。 (1) 児童台帳 (2) 学童クラブ児童登録簿	国基準の通り	どの条文に位置づけるかは別にして、【西東京市 学童クラブ事業運営実施要綱】了帳簿 にある、 「育成日誌、児童出席簿、児童台帳、学童クラブ 児童登録簿」は、生活の場としての学童保育に欠 かせないものと考え、条例に位置づけるよう求め ます。
苦情へ	の対応	〇事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 〇事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 〇事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	1 〇17条	参酌		国基準の通り	

		健全育成事業の設備及び連宮に関す 厚生労働省令		区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の 質問と要望事項
施設備	設基備準	遊び及生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	9条1	参酌	【ガイドライン】 4. 位置及び定員 学童クラブ事業は、児童館等に設置された育成室及び付属施設(これらを学童クラブという)で行い、その位置及び定員は、別表のとおり。 5. 施設規模等 ①総合計画の基、順次計画的に学童クラブ施設整備を図る。 【西東京市学童クラブ事業運営実施要網】 第5 設備等 学童クラブの実施場所には、机、いす、楽器、黒板、図書及び遊具を備える。		厚生労働省令にある「区画」とは、「専用の部屋または専用のスペース」であると考える。「遊びおよび生活の場」とは、安心・安全で静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区別すべきと考える。
		専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1,65㎡ 以上でなければならない。	9条2	参酌	【ガイドライン】 5. 施設規模等 ②施設等は、児童一人概ね2.0㎡程度(定員)の規模 を原則とする。	国基準の通り。 市ガイドライン規定(おおむね2.0㎡)は変更なし。	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】5施設規模等 「②施設等は、児童一人概ね2.0㎡程度(定員)の規模を原則とする」にあるとおりと考える。
		専用区画並びに設備及備品等は、 開所時間帯を通じて 専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するもでな ければならない。 (ただし、利用者の支援に支障がな い場合は、この限りではない。)	9条3	参酌	<b>ক</b> .	国基準の通り	厚生労働省令( )内はあえて記載することは不要と考えるが、記載するのは、何を想定しているのか、考えをお聞かせください。
		専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	9条4	参酌	【ガイドライン】 5施設規模等 ④ 施設には、安全確保対応として、緊急通報装置、機械警 備装置等を設置する。	国基準の通り	
職員	職員の 資格	事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならない。	10条1	従うべ き基準		国基準の通り	
		放課後児童支援員は、次のいすれかに該当するものであって、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。 ①保育士 ②社会福祉士 ③高等等等と項の規定により大を禁した者、学認められた者をとは立場常の課程により大きにおりまることを対した。  本教育を修了すると認定した。 一般を変更した。 のの場所を対しては、のの場所を対した。 のの場所を対した。 ののは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学では、対した。 ののでは、中等教育学学、対しいでは、教育、対しいでは、対して、対しいでは、対しいが、対しいでは、対しいは、対しいでは、対しいは、対しいは、対しいは、対しいは、対しいは、対しいは、対しいは、対しい	10条3	従うべ	学することのできる者又は同条第2項の規定により大	国基準の通り。 嘱託員設置要綱に資格要件規 定あり。 ⑧は新たな規定	
	員数	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごと に2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。	10条2		【四果泉中子重グフノ事業連宮実施安網   第6   勝号	学童クラブ事業要網(学童クラブには3名の職員を置く)は変更なし。	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】7運営・職員体制 「②1施設原則、嘱託職員(有資格者)3名を配置」にあるとおりと考える。
	専任の規定	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	10条5		【ガイドライン】 ③ 児童の安全確保に対応するため、必要に応じて適 切な臨時職員(障害児指導補助・定員超過対応・週休 補助員・土曜補助員等)を配置。	国基準の通り	【厚生労働省令】10条5「ただし、利用者が二十人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、五の限りでない。」は不要と考える。現行、在籍数少ない西原学童クラブにおいても3名配置いただいています。臨時職員(障害児指導補助・定員超過対応・週休補助員・土曜補助員等)について明記するよう求めます。特に障害児指導補助については、基準を含め定めるべきと考える。

720 (10)	<b>X V U X</b>	性王月  双争未の設備及の連当  -  戻り   厚生労働省令		区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の
児童	集団の 規模	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一 の支援単位を構成する児童数 (児童の集団の規模) は、おおむね40人以下とする。		参酌	【ガイドライン】 5施設規模等 ⑤ 原則、一定期日までの申込児童を全員受入する。	国基準の通り。	質問と要望事項  子どもが落ち着いて安心して生活できる保育が実施可能な規模は最低40人と考える。これを超える場合は、今年度実施頂いた中町学童・ひばり北学童と同様に支援の単位を分割し、職員配置・施設・設備の用意を求めます。
	開所日数	1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	18条2	参酌	【ガイドライン】 6指導時間 ③ 事業運営は、月曜日から土曜日(日・祭日・年末 年始除く)まで	国基準の通り	
	開所時間	小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	18条1	参酌	【ガイドライン】 6指導時間 ① 通常は、下校から午後6時まで ② 学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第4 指導時間 学童クラブの指導時間は下校時から午後6時までと し、学校休業日は午前8時30分から午後6時までと する。ただし、市長が特に必要があると認めたとき は、この限りでない。	国基準の通り 児童館条例は変更なし (利用時間:下校から午後6時、学校休業日は、午前8時 30分から午後6時、休館日: 日曜日、祝日、年末年始)	学校休業日は8時15分開所を試行実施いただいています。毎年要望している通り、本格実施と対象日の拡大を要望します。
運営	保護者との連絡	保護者との密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	19条		【ガイドライン】 9指導 ② 保護者と連携(連絡帳・各施設たより発行・保護 者会開催・保護者共催行事等)	国基準の通り	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】9指導 にあるとおり、現行の運営の継続を求めます。
	運営規定	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③関所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項	14条	参酌		国基準の通り	
	関との	事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する 小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当 たらなければならない	20条	参酌	【ガイドライン】 9指導 ③ 小学校等の連携(必要に応じた懇談会・連絡会等 の情報交換等) ④ 地域子育て支援関係団体等の連携・協力(帰宅時 の児童安全確保依頼等)	国基準の通り	連携の対象が狭められないように求めます。
	生時の	事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	21条1	参酌		国基準の通り	
	対応	事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	21条2	参酌		国基準の通り	

#### ■附則

	厚生労働省令	条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の 質問と要望事項
職員の経過措置	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする	附則2条	従うべき基準	-	国基準の通り	
	西東京独自			【ガイドライン】 フ運営・職員体制 ① 各プロック(小学校地域割り)の児童館職員の指導助言の下、運営。 ④ 事務業務等の基本的事項の手順やサービスの一定化を図り、学童クラブの一定水準を確保する。 ⑥ 障害児童には、必要に応じてスーパーバイザー(障害児専門指導)の巡回指導を実施。 ⑦ 夏季限定学童クラブ事業を実施し、長期の学校休業期間の居場所を確保。		【西東京市学童グラブ事業運営に関するガイドライン】7運営・職員体制 はるこだの質が表別に関係者の質を担保するである事だとでは、場別に対して、は対して、は対して、は対して、は対しに対して、は対しに対しに対して、は対しに対しに対して、は対しに対して、は対しに対しは対しに対しは対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しまが、は対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対
				【ガイドライン】 8育成料等 ①学童クラブを利用する場合、原則、育成料及び間食費(実費負担)を負担する。 ただし、特別の理由がある場合、育成料等の減額等ができる。 【西東京市学童クラブに関する規則】 第11条 市長は、育成料等を次に定めるところにより減額し、又は免除することができるものとする。 (1) 児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する場合 免除(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合 免除(3) 児童が市民税・都民税非課税世帯(間食費については、ひとり親家庭の世帯に限る。)に属する場合免除(4) 市長が別に定めるところにより就学援助費の支給を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合育成料を免除(4) 市長が別に定めるところにより就学援助費の支給を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合の減額であるとに見分の育成料等の2分の1の額の減額の別量が第8条に規定する休会届を提出した場合免除(7) 児童が、アレルギー疾患等により、学童クラブが提供する間食を食することができず、間食費の免除又は市長が必要と認めた額の減額(8) その他育成料等を納付することが困難であると市長が認めた場合 免除又は市長が必要と認めた額の減額		育成料の考え方をお聞かせください。また、 値上げ実施の場合は保育の質の向上を求めま す。
				【西東京市児童館条例】 第6条 館の使用料は、無料とする。 2 前項の規定にかかわらず、学童クラブに入会した 児童の保護者は、児童1人につき次に掲げる毎月の育 成料及び間食費(以下「育成料等」という。)を納付 しなければならない。ただし、同一世帯から2人以上 の児童が児童1人当たりの育成料は、半額とする。 (1) 育成料 4,000円 (2) 間食費 間食に要する実費相当額 (育成料等の減額等) 第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、 育成料等を減額し、又は免除することができる。 2 既に納入された育成料等は、還付しない。ただ し、市長が特別の理由があると認めたときは、その全 部又は一部を還付することができる。		育成料の考え方をお聞かせください。また、 値上げ実施の場合は保育の質の向上を求めま す。
				【ガイドライン】 9指導 ① 年間・月間指導計画、デイリープログラムに沿っ て指導 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第8 報告 指導員は、子育て支援部児童青少年課長に次に掲げる 事項を報告しなければならない。 (1) 毎月の育成日誌及び学童クラブ状況報告書によ る指導状況 (2) 前号のほか、学童クラブに関し重要又は異例に 属する事項		保育の質を担保するために、【西東京市学童 クラブ事業運営に関するガイドライン」9指導 および、【西東京市学童クラブ事業運営 実施要綱】第8報告 を条例に位置づける 事を求めます。